

資料1－1

福島県動物愛護管理推進計画の進行管理（実績値）について

県は、動物愛護管理に関する各施策について、成果目標として**8つの代表指標**を設定しています。

代表指標には、計画終期である令和15年度の「最終目標」を設定する他に、実情に即した的確な計画の進行管理を行うため、「中間目標」を設定しています

【各施策の代表指標と数値目標】

代表指標	基準値 (R3年度実績)	R5年度実績	R6年度実績	中間目標 (R10度目標)	最終目標 (R15年度目標)
① 犬の引取り数	162 頭	84 頭	66 頭	120 頭以下	80 頭以下
② 猫の引取り数	1,438 匹	1,455 匹	1,143 匹	1,080 匹以下	720 匹以下
③ 犬の捕獲頭数	382 頭	286 頭	274 頭	290 頭以下	190 頭以下
④ 犬の苦情件数	878 件	615 件	599 件	660 件以下	440 件以下
⑤ 猫の苦情件数	1,035 件	719 件	796 件	780 件以下	520 件以下
⑥ 犬の殺処分数	122 頭	60 頭	36 頭	90 頭以下	60 頭以下
⑦ 猫の殺処分数	1,035 匹	930 匹	379 匹	780 匹以下	520 匹以下
動物取扱業施設（特定 ⑧ 動物飼養施設を含む）における違反件数	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件

代表指標の実績推移と現状及び課題の分析

代表指標

① 犬の引取り数

- 年々、減少傾向にあり、特に、所有者からの子犬の引取りはほぼなくなっている(R6年度：0頭)。
- 引取り数の減少は、飼養頭数の減少、屋内飼育の増加により、飼い犬の予期せぬ繁殖が減ったことによるものと推察される。
- 約7割(R6年度：45頭)は飼い主からの引取りであり、飼い主の病気や入院が理由となっている他、多頭飼育者及び社会福祉的支援を要する飼い主からの引取り事例も多いことから、こうした問題の早期発見のため、これらの方々との接点がある社会福祉関係機関等との連携に努めている。

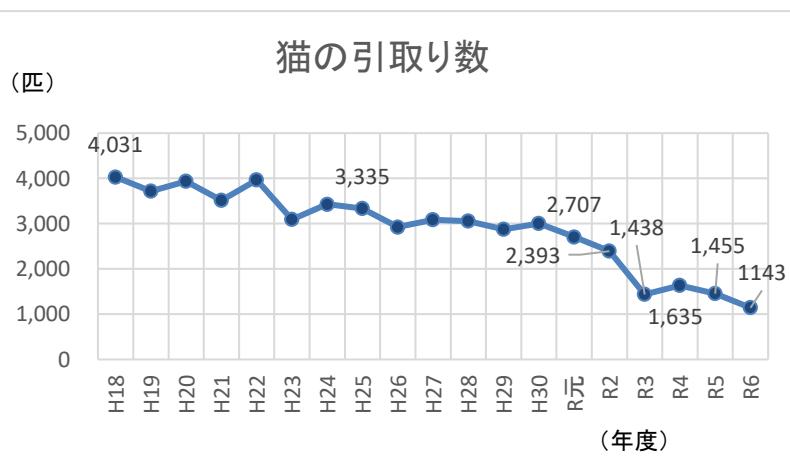


	R5年度	R6年度
動物愛護センター	44	27
〃 会津支所	13	5
〃 相双支所	6	5
福島市保健所	4	8
郡山市保健所	11	2
いわき市保健所	6	19
計	84	66

代表指標

② 猫の引取り数

- 年々、減少傾向にあるものの、全国都道府県と比較すると依然多い傾向にある(R5年度：4位)。
- 所有者不明の猫については、令和2年6月以降、自活できる場合など引き取るべき理由がない猫の引取りを断る運用を始めたことから、引取り数が減少している。
- 飼い主からの引取りについては、不適正な飼養(野良猫への無責任な餌やり、予期せぬ繁殖等)を原因とするものが、例年多数発生し、こうした飼い主は社会福祉的支援を要する方である場合も多いことから、早期発見のため、社会福祉関係機関等との情報共有や連携に努めている。



	R5年度	R6年度
動物愛護センター	476	439
〃 会津支所	396	149
〃 相双支所	97	117
福島市保健所	147	162
郡山市保健所	166	135
いわき市保健所	173	141
計	1,455	1,143

代表指標

③ 犬の捕獲頭数

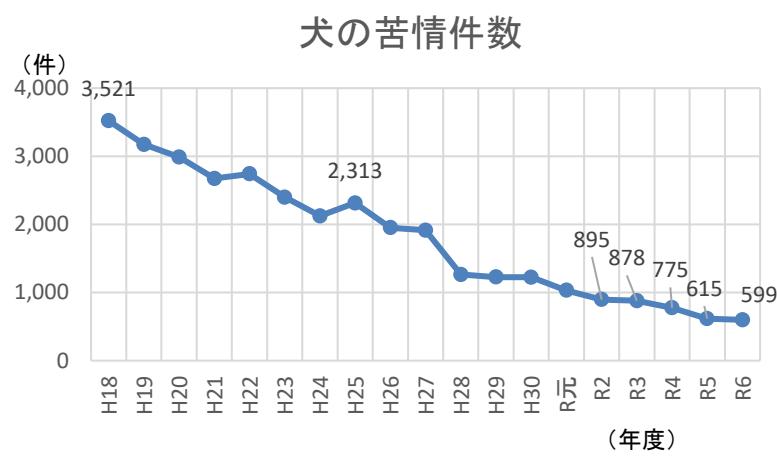
- ・ けい留義務遵守の普及啓発により、年々、減少傾向にある。
- ・ 捕獲された犬のほとんどは人慣れしており、飼い犬と推察されることから、けい留義務遵守や所有明示措置徹底については、引き続き普及啓発に努める必要がある。



	R5年度	R6年度
動物愛護センター	118	104
〃 会津支所	28	27
〃 相双支所	17	26
福島市保健所	21	6
郡山市保健所	51	60
いわき市保健所	51	51
県全体	286	274

代表指標**(4) 犬の苦情件数**

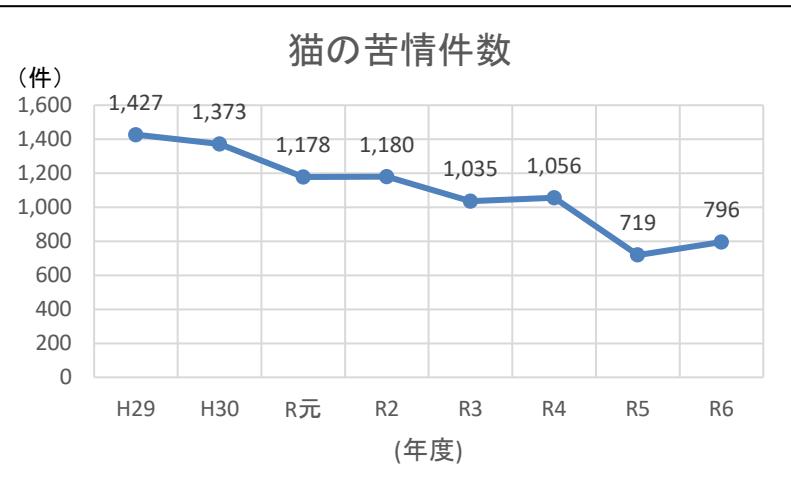
- 飼養頭数の減少に伴い、年々、減少傾向にある。
- 放し飼いや放浪犬などの苦情は依然として多いことから、適正飼養については、引き続き普及啓発を行う必要がある。
- 再三の指導に従わない等の悪質なケースについては、警察に同行を求める等により対応している。



	R5年度	R6年度
動物愛護センター	211	166
〃 会津支所	47	45
〃 相双支所	65	87
福島市保健所	24	28
郡山市保健所	111	148
いわき市保健所	157	125
県全体	615	599

代表指標**(5) 猫の苦情件数**

- 緩やかなペースではあるが、概ね減少傾向にはある。
- 苦情の割合としては、野良猫や捨て猫等に関するものが最も多く、次いで猫への無責任な餌やりを原因としたふん尿問題等の周辺環境に関するものが多い。
- 繁殖制限、屋内飼養、終生飼養及び所有明示徹底については、引き続き普及啓発に努める必要がある。

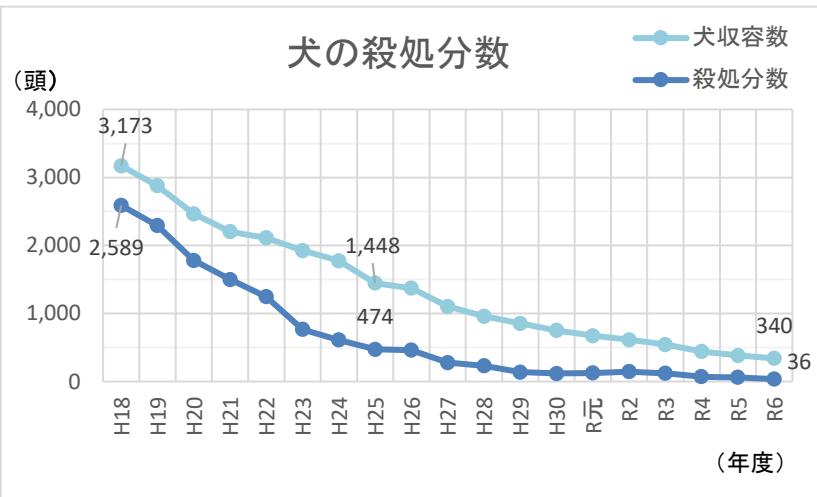


	R5年度	R6年度
動物愛護センター	156	147
〃 会津支所	60	52
〃 相双支所	46	71
福島市保健所	72	52
郡山市保健所	123	133
いわき市保健所	262	341
県全体	719	796

代表指標

⑥ 犬の殺処分数

- ・収容数が年々減少していることに加え、所有者への返還や新しい飼い主への譲渡が、猫と比較し進みやすいことから、殺処分数もまた減少傾向にある。
- ・殺処分した犬は全て、攻撃性及び健康上の問題により譲渡不適と判断されたものであったことから、より一層の殺処分数削減に向けては、一時預かり（馴致）、第三者譲渡及び終生飼養ボランティアとの連携が必要不可欠となる。

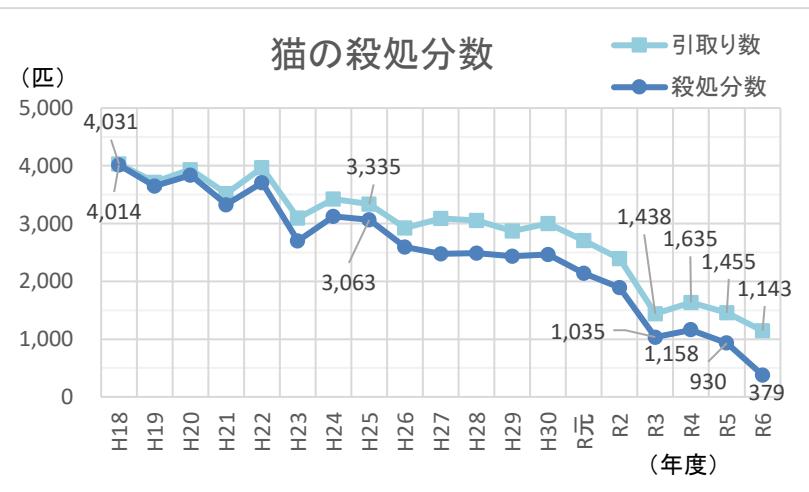


	R5年度	R6年度
動物愛護センター	33	13
〃 会津支所	8	7
〃 相双支所	5	9
福島市保健所	1	0
郡山市保健所	9	3
いわき市保健所	4	4
県全体	60	36

代表指標

⑦ 猫の殺処分数

- ・猫の引取り数が年々減少していることに加え、譲渡の取り組みを強化したことから、令和6年度は前年度までと比較し大きく減少した。
- ・引取り数は、殺処分数に大きく影響するため、所有明示の徹底、猫の3ない運動、及び地域猫活動等については、引き続き普及啓発及び支援を行い、その削減に努める必要がある。
- ・殺処分となりがちであった攻撃性のある成猫や飼養管理が難しい離乳前の子猫については、一時預かり（馴致、ミルクボランティア）、第三者譲渡、及び終生飼養ボランティアとの連携を強化し、譲渡の促進に努めている。



	R5年度	R6年度
動物愛護センター	292	134
〃 会津支所	337	85
〃 相双支所	64	53
福島市保健所	70	39
郡山市保健所	88	42
いわき市保健所	79	26
県全体	930	379

代表指標**(8) 動物取扱業施設（特定動物飼養施設を含む）における違反件数**

- 令和5年度、動物取扱業施設に対して業務停止命令を行った事案が1件あった。また、同年、違反事案ではなかったものの、特定動物飼養施設において、飼育員が定められた作業手順を誤ったことにより死亡する事故が発生している。
- 上記以外の勧告、命令、及び罰則事案は近年ないものの、引き続き、違反や事故へと至らないよう、動物取扱業施設及び特定動物飼養施設に対する監視は継続して行う必要がある。

	動物取扱業施設		特定動物飼養施設	
	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度
動物愛護センター	1	0	0	0
〃 会津支所	0	0	0	0
〃 相双支所	0	0	0	0
福島市保健所	0	0	0	0
郡山市保健所	0	0	0	0
いわき市保健所	0	0	0	0
県全体	1	0	0	0

資料1－2

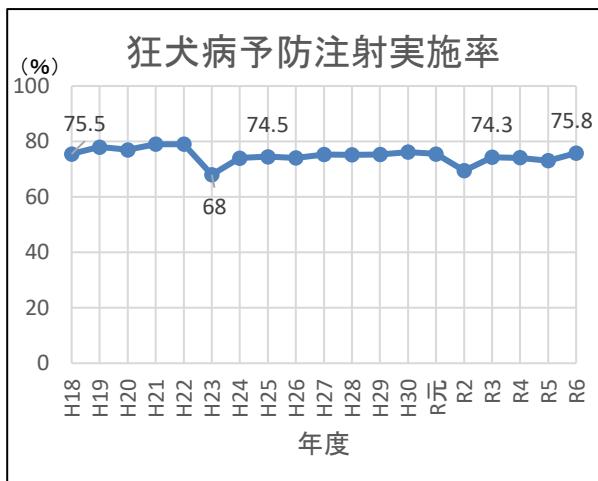
【代表指標以外の動物愛護関連事業】

事業名	指標
① 狂犬病予防注射	実施率 (%)
② 犬及び猫の譲渡事業	犬の譲渡数(頭)、譲渡率(%)
	猫の譲渡数(匹)、譲渡率(%)
③ 飼い犬のしつけ方教室 (猫の飼い方講習会を含む)	開催回数(回)
	受講者数(名)
④ 小学校への獣医師派遣事業	派遣回数(回)
	受講者数(名)
⑤ 動物取扱業施設	監視率(%)
⑥ 特定動物飼養施設	監視率(%)
⑦ 動物取扱責任者研修会	開催回数(回)
	受講率(%)
⑧ 動物愛護推進ボランティア	養成講習会開催回数(回)
	養成講習会受講者数(名)
	登録者数(名)
⑨ 地域猫活動支援事業	支援件数(名)
	不妊去勢手術実施匹数(匹)
⑩ 福祉関係機関等との連携	講習会開催回数(回)
	講習会受講人数(名)

代表指標以外の動物愛護関連事業の実績推移と現状及び課題の分析

① 狂犬病予防注射実施率

- 飼い主に対し、注射の実施と注射済票の交付を受けることについて、毎年指導啓発を行っているが、注射実施率は、前計画基準年度（平成18年度）以降、概ね75%程度と横ばいで推移している。
- 事務を担う市町村においては、死亡した犬の登録台帳の整理ができていないことに加え、一部の市町村では、東日本大震災により管外に移転した避難者の犬について登録台帳の整理が進んでいない等の理由により、注射実施率が低下していることが課題となっている。

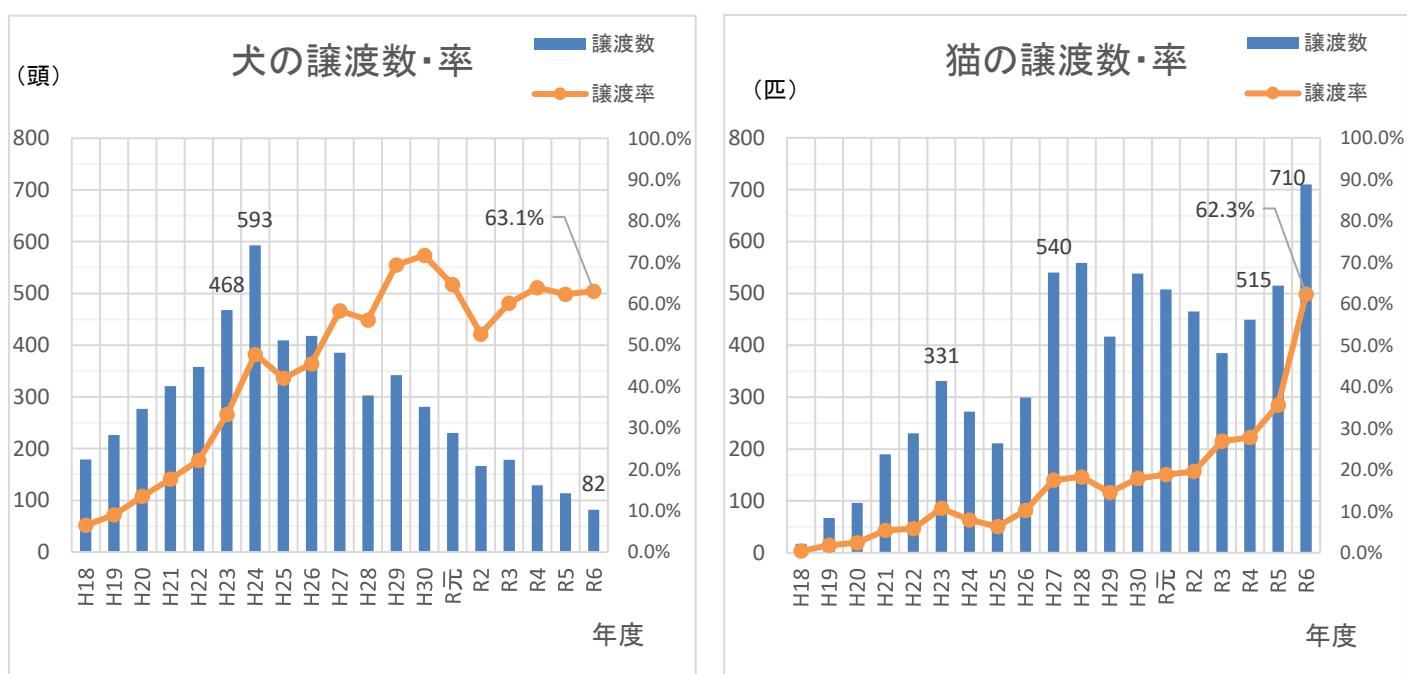


	R5年度	R6年度
動物愛護センター管内	76.5	77.6
〃 会津支所管内	76.6	81.0
〃 相双支所管内	73.3	76.0
福島市	67.6	75.0
郡山市	73.9	76.0
いわき市	69.9	71.1
県全体	73.1	75.8

② 犬及び猫の譲渡事業

- 犬については、収容数が年々減少していること及び飼い主への返還に努めていることにより、平成25年度以降、譲渡数は減少傾向にあるが、譲渡率は概ね6割を維持している。
- 返還に至らない捕獲犬についても、Webサイトに情報を掲載することにより、性格や健康状態に多少の問題があっても譲渡となる事例が多い。
- 猫については、平成23年度以降増減を繰り返すような状態が続いていたものの、譲渡の取り組みを一層強化した令和6年度は、譲渡数・率ともに過去最高値となった。
- 今後もこの傾向を維持するにあたっては、成猫の不妊去勢手術や離乳間近の子猫の人工哺育の実施の他、令和7年度より始まった動物愛護ボランティア登録制度を推進し、一時預かり（馴致、ミルクボランティア）、第三者譲渡、及び終生飼養ボランティアと密接に連携することが必要不可欠となる。

	犬		猫	
	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度
動物愛護センター	73	47	178	296
〃 会津支所	10	5	53	62
〃 相双支所	3	3	37	47
福島市保健所	3	6	80	116
郡山市保健所	11	5	78	93
いわき市保健所	14	16	89	96
県全体	114	82	515	710



③ 飼い犬のしつけ方教室（猫の飼い方講習会を含む）

- ・ 犬猫の飼い主にしつけの方法や飼養管理に関する知識、その他必要な事項を習得させることにより、人と動物の調和ある社会の実現をめざすこととする事業。
- ・ 飼い犬のしつけ方教室については、開催回数及び受講者数ともに減少傾向にあるものの、YouTubeを介した動画配信を新たに開始し、インターネットを介してより広い対象への啓発を試みている。
- ・ 猫の飼い方講習会については、飼い主等に加え、市町村等の動物愛護及び福祉関係担当者を対象としたものを実施している。
- ・ 令和7年度、県では、一般住民（特に若年層）に対しても動物の愛護や適正飼養等について広く普及啓発するため、犬猫に関するオンラインでの検定企画を実施している。

R6年度	飼い犬のしつけ方教室				猫の飼い方講習会	
	学科講習		実技講習		開催回数	受講者数
	開催回数	受講者数	開催回数	受講者数		
動物愛護センター	3	12	0	0	0	0
〃 会津支所	5	27	5	25	6	90
〃 相双支所	3	7	3	6	0	0
福島市保健所	0	0	4	55	0	0
郡山市保健所	0	0	0	0	1	9
いわき市保健所	5	57	5	43	1	35
県全体	16	103	17	129	8	134

④ 小学校への獣医師派遣事業

- ・ 小学生が動物についての学びや動物とのふれあいを通じて、犬や猫等の身近な動物との関わりに关心を持つとともに、命の大切さや相手を思いやる気持ちを育み、人にも動物にもやさしい社会の実現に資することを目的とする事業。
- ・ 東日本大震災や新型コロナウィルス感染症の流行により実施回数が減少した年もあったが、例年同程度の回数を実施している。※郡山市及びいわき市は当該事業なし。

	R5年度		R6年度	
	延べ派遣回数	受講者数	延べ派遣回数	受講者数
動物愛護センター	26	1,131	30	1,073
〃 会津支所	12	467	9	457
〃 相双支所	3	156	8	420
福島市保健所	5	240	4	139
県全体	46	1,994	51	2,089

⑤ 動物取扱業施設の監視指導

- 動物取扱業施設における設備構造、衛生管理及び動物の取扱い方法等が、動物の愛護及び管理に関する法律で定める基準を遵守しているか等を監視し、必要な指導を実施することにより、動物の愛護及び福祉の向上と施設周辺の生活環境の保全を図っている。
- 法改正に伴う規制強化に伴い、以前より1件あたりの監視に長い時間を要していることから、監視率は減少傾向にある。違反に至らぬよう、引き続き監視指導を行う必要があり、監視の効率化が課題となっている。

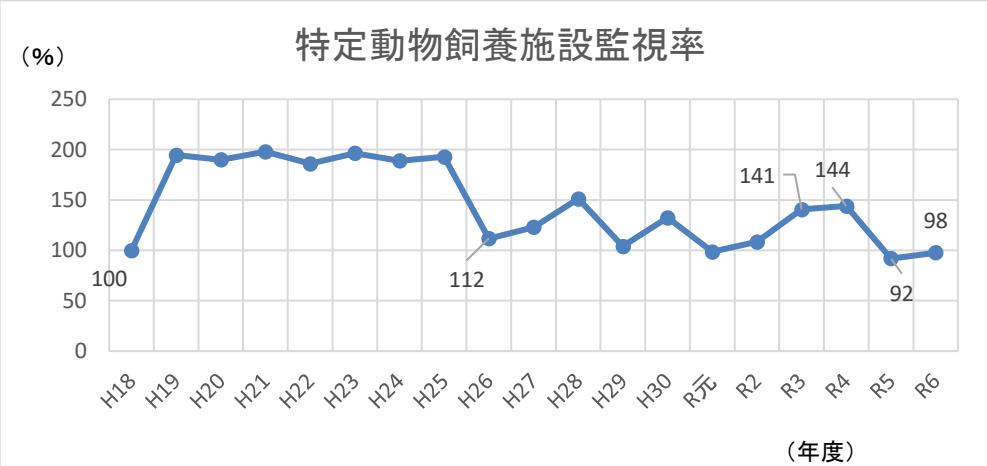
	R5年度			R6年度		
	対象施設数	監視件数	監視率(%)	対象施設数	監視件数	監視率(%)
動物愛護センター	141	40	28.4	137	47	34.3
〃 会津支所	78	37	47.4	75	29	38.7
〃 相双支所	50	42	84.0	51	46	90.2
福島市保健所	111	27	24.3	89	33	33.3
郡山市保健所	122	37	30.3	126	42	33.3
いわき市保健所	139	50	36.0	132	45	34.1
県全体	641	233	36.3	610	242	39.7



⑥ 特定動物飼養施設の監視指導

- 特定動物（危険動物）飼養施設における設備構造、衛生管理、及び動物の取扱い方法等について監視を実施し、特定動物による人の生命や身体への危害、並びに財産に対する侵害の防止を図る。また、動物の生態に配慮した飼養管理方法についても監視し、動物福祉の向上を図る。
- 令和5年度、特定動物飼養施設において、飼育員が定められた作業手順を誤ったことにより死亡する事故が発生したことから、第三者の安全確保に加え、飼育員の安全確保についても監視指導を行っている。

	R5年度			R6年度		
	対象施設数	延べ監視件数	監視率(%)	対象施設数	延べ監視件数	監視率(%)
動物愛護センター	32	33	103.1	28	30	107.1
〃 会津支所	7	7	100.0	6	8	133.3
〃 相双支所	1	1	100.0	1	1	100.0
福島市保健所	1	0	0.0	1	0	0.0
郡山市保健所	4	4	100.0	4	3	75.0
いわき市保健所	4	0	0.0	4	0	0.0
県全体	49	45	91.8	44	42	95.5



⑦ 動物取扱責任者研修会の開催

- ・ 動物を取り扱う専門家であるとともに事業者に意見する者としての自覚を促し、動物取扱責任者として社会的責任を果たせるよう、動物の取扱いに必要な知識及び能力に関する研修会を開催し、動物取扱業者全体の資質向上を図ることを目的とする。
- ・ 新型コロナウイルス流行で開催を中止した年もあったが、受講率は例年90%前後で推移している。
- ・ 研修会の受講は法令による義務であるが、受講させなくとも登録取消しや罰則の対象とならないため、受講させない事業者がいるものと推察される。受講させない事業者については、引き続き、受講させるよう指導するとともに、動物取扱責任者のニーズを踏まえ、開催頻度、時期、及び研修の内容を見直す等の工夫により、受講率の向上を図る必要がある。

	R5年度		R6年度	
	回数	受講率	回数	受講率
動物愛護センター	3	84.0%	3	92.6%
〃 会津支所	2	92.1%	1	76.5%
〃 相双支所	2	85.1%	2	100.0%
福島市保健所	2	95.5%	1	82.4%
郡山市保健所	1	97.3%	1	96.6%
いわき市保健所	1	90.9%	1	86.7%
県全体	11	90.9%	9	90.6%

⑧ 動物愛護推進ボランティアの養成

- ・ 県はこれまで、飼い犬等のしつけ方教室の受講者等を対象に養成講習会を開催することで、「動物愛護推進ボランティア」を育成し、連携して活動を行ってきたが、その対象となる事業は「小学校への獣医師派遣事業」及び「飼い犬のしつけ方教室」等、動物愛護と適正飼養等の普及啓発に限られていた。
- ・ 令和7年度からは、5種類の異なる活動を行うボランティアを募る「動物愛護ボランティア登録制度」を設け、前述の動物愛護及び適正飼養等の普及啓発の他、犬猫の一時預かり(馴致、ミルクボランティア)、地域猫活動の普及、第三者譲渡、及び終生飼養について、行政の活動が行き届かない部分を補完するボランティアとの更なる連携に努めている。
- ・ 動物愛護ボランティア登録制度の開始に伴い、令和7年5月をもって「動物愛護推進ボランティア」の制度を廃止した。

	R5年度		R6年度		
	養成講習会		登録者 累計	養成講習会	
	回数	受講者数		回数	受講者数
動物愛護センター	0	0	243	0	0
〃 会津支所	1	1	72	0	0
〃 相双支所	1	1	66	0	0

⑨ 地域猫活動支援事業

- ・住民が主体となって飼い主のいない猫を適正に管理する地域猫活動について、申請に基づき、動物愛護センターが、当該活動の周知、捕獲器の貸出し、及び不妊去勢手術等の支援を行い、地域猫活動の普及と定着、県民の生活環境の保持、及び猫の引取り数の削減等を図るもの。
- ・令和5年12月から開始した事業であり、事業内容が県民へ十分に浸透しておらず、申請に至る件数が少ないことから、周知により一層力を入れる必要がある。
- ・令和7年度からは、対象地域を県内一円（中核市を除く）に拡大し、動物愛護センター会津支所及び相双支所においても支援を実施することとしている。

	R5年度		R6年度	
	支援件数	不妊去勢手術実施数 (匹)	支援件数	不妊去勢手術実施数 (匹)
動物愛護センター	0	0	3	22
〃 会津支所				
〃 相双支所				

⑩ 福祉関係機関等との連携

- ・「多頭飼育問題」について、多頭飼育化する飼い主は、生活困窮や社会的孤立により、社会福祉関係機関等の支援を要している（又は既に支援を受けている）場合が多い。
- ・多頭飼育問題の早期発見や早期解決を図るため、動物愛護センターが、社会福祉関係機関等と、会議・研修会の開催や情報の共有等により相互に連携を強化している。
- ・令和6年度から本格的に始めた取組であるため、講習会の開催及び会議等への参加実績は多くない。
- ・全県的な連携を推し進めていくためには、本取組についてより一層の周知を行い、社会福祉関係機関等と相互に話し合う場を増やすことで、多頭飼育問題に関わる者一同の認識を一致させることが重要となる。

	R6年度	
	講習会実施回数	講習会受講人数
動物愛護センター	9	259
〃 会津支所	1	43
〃 相双支所	0	0